

かもし岳国際スキー場 商用利用制度

かもし岳国際スキー場（M・かもし岳株式会社）では、2024-25 シーズンより当スキー場の施設・ゲレンデを営利目的等で利用される事業者および団体について、商用利用登録を義務付けることといたしました。

登録料、および営利目的等での利用の定義について下記の通り定めます。
なお、無登録での無断での営利目的での利用が発覚した場合、その時点において当該団体のグループ全員のリフト券を無効とし、違約金 40 万円をお支払い頂いた上でご退場いただきます。

・登録料

1 団体・事業者につき 200,000 円（12 月のオープン日～翌年 3 月 31 日まで有効）

※リフト券は別途購入が必要です。

・営利目的等での利用の定義

- ① 当スキー場のリフト、ゲレンデを利用する利用者に対し、レッスン・ガイド等を行い対価を得る行為。
- ② 対価の発生の有無にかかわらず、当スキー場のリフトを利用した者に対して当スキー場の西ゲレンデと東ゲレンデの間を自動車等で送迎する行為。
- ③ その他、当スキー場の施設を用いた活動を通して対価を得る、または得ようとする行為。

ただし、次の場合は除きます。

- (ア) 当社の定める合宿プランを利用して予約している各レーシングチーム、少年団等
- (イ) その他、当社との事前の協議において当社が認めた場合

本制度は、令和 6 年 12 月のかもし岳国際スキー場のオープン日より適用いたします。

かもい岳国際スキー場 商用利用制度 申込書

- ・ 団体名（事業者名）

- ・ 代表者名

- ・ 連絡先

TEL

Email

- ・ 団体の活動内容

誓約書

当スキー場の利用規約やスタッフの指示に従い、安全に十分配慮して利用することを誓います。

記入日 年 月 日 代表者署名
